

新座市住まいの感染症対策改修等工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症対策として住宅の改修等工事を行う者に対して予算の範囲内において新座市住まいの感染症対策改修等工事費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（集合住宅にあっては、専有部分に限る。）をいう。
- (2) 登録業者 市内に事業所を有する個人又は市内に法人登記をしている法人であって、第5条の規定による登録を受けたものをいう。
- (3) 改修等工事 新型コロナウイルス感染症対策として実施する既存の住宅に係る工事であって、改修、設備の設置等に係るものをいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（第6条第2項において「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 改修等工事を行う住宅に居住していること。
- (3) 改修等工事を行う住宅を所有し、又は改修等工事を行うことにつき当該住宅の所有者の同意を得ていること。

(対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（次項及び第6条第1項において「対象工事」という。）は、改修等工事として実施する次に掲げる工事又は当該工事と併せて行う住環境の維持向上を図るための工事（一の契約により実施する工事に限る。）であって、登録業者が実施するもののうち、その費用の額が2万円以上であるものとする。

- (1) 宅配ボックスを設置する工事（当該宅配ボックスを固定する工事を伴うものに限る。）
- (2) モニター付きインターホンを設置する工事

- (3) 開閉、施錠等をタッチレスで行うことができる玄関ドアに改修する工事
 - (4) 通風式ドアに改修する工事
 - (5) 手洗い場を増設する工事
 - (6) 玄関脇にクローク等を設ける工事
 - (7) 洗面台、トイレ、シャワールーム等を増設する工事
 - (8) 非接触タイプの水栓器具等に交換する工事
 - (9) 自動開閉式便座に交換する工事
 - (10) センサー式水洗トイレに交換する工事
 - (11) 換気用の開口部を設ける工事
 - (12) 換気設備を設置する工事
 - (13) 抗菌・抗ウイルス機能のある建材（内装材、手すり等）に更新する工事
 - (14) テレワーク等を行うワークスペースを設置する工事
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事
- 2 前項の規定にかかわらず、他の補助制度等により、現に全部又は一部が補助されている工事は、対象工事としない。

（登録業者）

第5条 登録業者として登録を受けようとする者は、新座市住まいの感染症対策改修等工事登録業者登録申請書に営業証明書その他の市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、当該登録を受けようとする者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- 2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、新座市住まいの感染症対策改修等工事登録業者登録決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録の決定を受けた登録業者は、第1項の規定による申請の内容を変更し、又はその登録を廃止しようとするときは、新座市住まいの感染症対策改修等工事登録業者登録事項変更・廃止届により、市長に届け出なければならない。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、対象工事に要した費用の額に100分の5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

- 2 補助金の交付は、対象者1人につき1回限りとし、かつ、一の住宅につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、改修等工事の着手前に、新座市住まいの感染症対策改修等工事費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

- (1) 住宅の位置が確認できる案内図
- (2) 改修等工事に係る見積書の写し（第4条第1項各号に掲げる対象工事の区分ごとの費用の額が確認できるものに限る。）
- (3) 改修等工事の実施前の現況に係る写真
- (4) 住民票の写し
- (5) 改修等工事を行う住宅に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 改修等工事の実施に係る当該住宅の所有者の同意書（自己所有の住宅以外の住宅に改修等工事を行う場合に限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市住まいの感染症対策改修等工事費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（次条、第11条及び第12条において「補助対象者」という。）は、第7条の規定による申請の内容を変更し、又は当該申請に係る改修等工事（次条並びに第11条第1号及び第2号において「補助対象工事」という。）を中止しようとするときは、新座市住まいの感染症対策改修等工事内容変更等承認申請書に市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該申請の内容の変更により対象工事に要した費用の額が増額した場合においても、前条の規定により決定した補助金の額は増額しないものとする。

(状況報告等)

第10条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助対象工事の状況に関する報告を求め、又は現地を確認することができる。

(完了報告)

第11条 補助対象者は、第8条の規定による決定の通知があった日の属する年度の1月31日までに、新座市住まいの感染症対策改修等工事費補助金完了報

告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他の補助対象工事に要した費用が分かる書類
- (2) 補助対象工事の実施時及び完了時の状況が確認できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新座市住まいの感染症対策改修等工事費補助金交付確定通知書により、その旨を補助対象者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第13条 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。